

文化庁長官様
(和歌山県教育委員会)
(〇〇市教育委員会)

〇文化財保護法第125条第1項に基づく現状変更許可申請の場合において、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に該当するものについては、和歌山県教育委員会及び市教育委員会あてとすること。

申請者

〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇 〇

〇現状変更者が国の場合は「同意協議書」となるため留意すること。
〇なお、各省各庁の長の場合は第1項、各省各庁の長以外の国の機関の場合は、第2項となる。

現状変更許可申請書(同意協議書)

このことについて、文化財保護法第125条第1項(第168条第1項・第2項)の規定により、下記のとおり申請(協議)します。

記

1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

(史跡・名勝・天然記念物) 〇〇〇〇

〇複数の価値が認められ指定されている場合は、「名勝・天然記念物」といったように正確に記述こと。
〇附指定がある場合は、省略せずに記述すること。

2 指定年月日

(大正・昭和・平成・令和) 〇〇年〇〇月〇〇日

3 史跡、名称又は天然記念物の所在地

和歌山県〇〇市〇〇町〇〇番地

4 所有者の氏名又は名称及び住所

〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

- 所有者が複数いる場合は、原則として全て記載したうえで、当該現状変更の対象となる所有者を確認できるように記載すること。
- 所有者が非常に多く列記できない場合は、現状変更の対象となる土地の所有者を記載したうえで、「他〇名」といったように、記載すること。

5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

- 占有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる占有者を記載すること。
- 占有者がいない場合は「なし」と記載すること。

6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

- 文化財保護法第113条及び第172条により指定された管理団体を記載すること。
- 管理団体がいない場合は「なし」と記載すること。

7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

- 文化財保護法第119条第2項により選任された管理責任者を記載すること。
- 管理責任者がいない場合は「なし」と記載すること。

8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

氏名 〇 〇 〇 〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等という。」）を必要とする理由

- 当該現状変更等を必要とする理由を論理的かつ分かりやすく記載すること。
- 記載内容が多くなる場合は、「別紙参照」として別添資料を添付しても可
- 原則として、史跡名勝天然記念物を毀損する恐れのある現状変更等は許可されないため、記載内容に留意すること。
- 現状変更等の目的が発掘調査や整備である場合は、次の点に留意して記載すること。
 - ・過去の調査成果の概略
 - ・発掘調査、整備等の年次的計画
 - ・保存活用計画や整備計画の関係部分
 - ・整備の体制（整備委員会等の名簿・構成表等）

10 現状変更等の内容及び実施の方法

- 工法やそれに関する数量等を具体的に記載するものとし、図面等がなくても理解できる文章とすること。
- 記載内容が多くなる場合は、「別紙参照」として別添資料を添付しても可
- 現状変更の目的物だけでなく、仮設等についても、記載すること。
- 原則として、史跡名勝天然記念物を毀損する恐れのある現状変更等は許可されないため、記載内容に留意すること。
- 現状変更等の目的が発掘調査や整備である場合は、次の点に留意して記載すること。
 - ・調査の目的、必要性（「9」に記載している場合は不要）
 - ・調査の規模（対象面積及び調査面積等）
 - ・遺構掘削の具体的方法（調査の基本的考え方及び調査の進め方について言及すること）
 - ・調査体制

11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

- 現状変更等により生じる事項について、具体的に記載すること。
- やむを得ず、史跡名勝天然記念物に影響を生じる可能性がある場合は、影響を軽減する対策について、具体的に記載すること。
- 原則として、史跡名勝天然記念物を毀損する恐れのある現状変更等は許可されないため、記載内容に留意すること。

12 現状変更等の着手及び終了の予定時期

着手：令和〇〇年〇〇月〇〇日
終了：令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 着手日は「許可あり次第」等の記載でも可
- 終了日は余裕を持った日付を記載しておくこと。

13 現状変更等に係る地域の地番

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇

- 実際に現状変更を行う場所の地番を記載すること。
- 広域にわたる場合は、市町村名まででも可

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者氏名並びに事務所の所在地

氏名 ○ ○ ○ ○
住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

15 その他参考となるべき事項

○埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合には、以下の事項を記載すること。

1 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

氏名 ○ ○ ○ ○ (実際の調査員の氏名)

住所 ○○県○○市○○町○○番地

経歴 【発掘調査に関する略歴 (別紙として経歴書の添付でも可

2 出土品の処置に関する希望

【出土品の取り扱いについて、具体的に記載すること。】

○記載事項がない場合は「なし」と記載すること。

添付書類

1 現状変更等の設計仕様書及び設計図

- 規模、内容の詳細が容易に確認できる資料（簡易に要約したもの）とすること。
- 規模を明記すること。
- 建物の建て替えについては、除却する建物の構造、規模も記入すること。

2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

- 史跡全体の指定範囲が入った地図に、指定範囲を赤線で示し、その中で現状変更をしようとする場所を表示すること。

3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

- 印刷でも可
- 1枚あたり11.5 cm×16.5 cm程度のサイズとすること。
- 現状変更をしようとする場所を表示すること。

4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

- 必要に応じ、添付すること。

5 所有者の承諾書

- 許可申請者が、所有者以外の者であるときは、添付すること。

6 占有者の承諾書

- 許可申請者が、権原に基づく占有者以外の者であるときは添付すること。

7 管理団体の意見書

- 文化財保護法第113条及び第172条により指定された管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは添付すること

8 発掘担当者の発掘担当承諾書

- 許可申請者が、発掘担当者以外の者であるときは添付すること。

9 保存管理計画の該当箇所の写し

○保存管理（活用）計画が策定されている場合は、当該現状変更に関する記載のある部分を添付すること。

10 許可の日付、許可番号、調査成果概要及び写真

○現状変更内容に関して事前に発掘調査を実施している場合は、添付すること。